

## 「オキサチアピプロリン」、「シクラニリプロール」及び「アゾキシストロビン」の食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく食品健康影響評価について

農薬の食品中の残留基準、添加物の規格基準については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において定められている。今般、下記の農薬の残留基準及び添加物の規格基準を改正するにあたって、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬及び添加物の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬及び添加物について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記 1 から 3 までについて、農薬としての食品中の残留基準等を設定することとしている。加えて下記 3 については、添加物としての規格基準も設定されているため、その改正をすることとしている。

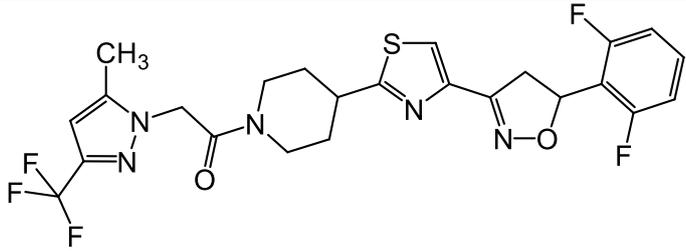
1. オキサチアピプロリン（農薬）
2. シクラニリプロール（農薬）
3. アゾキシストロビン（農薬及び添加物）

## オキサチアピプロリン

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成30年3月8日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成29年12月26日付け生食発1226第5号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	オキサチアピプロリン(Oxathiapiprolin)	
構造式	 <p>(ラセミ体、R体:S体=1:1)</p>	
用途	殺菌剤	
作用機構	ピペリジニル・チアゾール・イソキサゾリン系の殺菌剤である。菌糸の伸長抑制、孢子形成阻害等により、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:ばれいしょ、トマト等 使用方法:散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 4 mg/kg 体重/日 (2016) ARfD = 設定の必要なし (2016)
	国際基準	ブロッコリー、トマト等
	諸外国	米国:大豆、かんきつ類等 カナダ:ばれいしょ、トマト等 EU:トマト、ぶどう等 豪州:たまねぎ、レタス等 EU、ニュージーランド:たまねぎ
		インポートトレランス申請:大豆、レモン等(米国、カナダ)
食品安全委員会での評価等	【1】平成27年 3月 9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年 7月 7日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成28年 7月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成28年 9月 6日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 3.4 mg/kg体重/日 ARfD = 設定の必要なし	

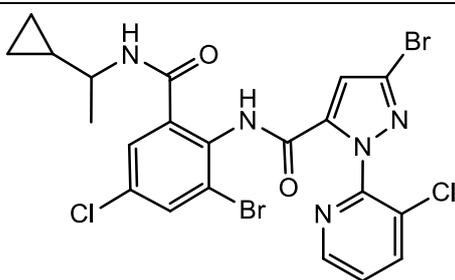
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# シクラニリプロール

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成31年2月21日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大申請」に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和元年7月5日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成29年12月26日付け生食発1226第5号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	シクラニリプロール(Cyclaniliprole)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	アントラニルアミド系の殺虫剤である。筋細胞に存在するリアノジン受容体を活性化し、筋肉の痙攣や萎縮を引き起こすことにより、殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:りんご、なし等 今回、みかん、あんず等への適用拡大申請 使用方法:散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.04 mg/kg 体重/日 (2017) ARfD = 設定の必要なし (2017)
	国際基準	仁果類、ぶどう等
	諸外国	米国:りんご、茶等 カナダ:レタス、トマト等 EU、:レタス、トマト等 豪州:りんご、乳等 ニュージーランド:基準なし インポートトレランス申請:レタス、いちご等(米国、カナダ)
	【1】平成28年 5月10日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成28年10月25日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.012 mg/kg体重/日 ARfD = 設定の必要なし	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# アゾキシストロビン

## 1. 今回の諮問の経緯

・令和元年7月23日、食品添加物の使用基準改正の要請を受理。

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	アゾキシストロビン (Azoxystrobin)	
構造式		
用途	(添加物)防かび剤 (農薬)殺菌剤	
作用機構	ストロビルリン系抗菌剤であり、ミトコンドリアの電子伝達系におけるチトクローム bc1 複合体を阻害することで、病原菌胞子の発芽阻害、菌系の進展阻止、付着器・吸器・胞子の形成阻害を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:大豆、たまねぎ等 添加物(かんきつ類に使用する防かび剤)として指定されている。 今回、収穫後にばれいしよに添加物として使用するための使用基準改正要請がなされた。併せて、残留基準値についても同様の改正を行う。 使用方法:散布	
添加物としての使用基準(案) (下線部:改正箇所)	アゾキシストロビンは、かんきつ類(みかんを除く)及び <b>ばれいしよ</b> 以外の食品に使用してはならない。 アゾキシストロビンは、アゾキシストロビンとして、かんきつ類(みかんを除く)にあつてはその各々の1kgにつき0.010gを、また、 <b>ばれいしよ</b> にあつてはその各々の1kgにつき0.008gを超えて残存しないように使用しなければならない。	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.2 mg/kg 体重/日 (2008) ARfD = 設定する必要なし (2008)
	国際基準	バナナ、ホップ等
	諸外国	米国基準:ばれいしよ(防かび剤としては 0.008g/kg)、大麦、マンゴー等 カナダ基準:ばれいしよ(防かび剤としては 0.008g/kg)、ぶどう、なたね等 豪州基準:ばれいしよ、アボカド等 ニュージーランド基準:トマト、ぶどう等

<p>食品安全委員会 での評価等</p>	<p>【1】 平成16年11月30日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年12月21日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】 平成19年10月 2日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年11月15日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】 平成21年 6月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成22年 1月28日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【4】 平成23年10月 4日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年 3月15日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【5】 平成25年 6月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年 7月29日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.18 mg/kg体重/日</p>
--------------------------	--

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

**【オキサチアピプロリン】**

・作物残留試験

**【シクラニプロール】**

・作物残留試験

**【アゾキシストロビン】**

・作物残留試験

・21日間反復経皮投与毒性試験